4　転入予定地市町村長は、第一項又は第二項の規定による転出届をした者が当該転入予定地市町村長に最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届（次項において「最初の転入届等」という。）をすることなく、前項の規定による通知があつた日から政令で定める期間が経過したときは、同項の規定により通知された事項を消去しなければならない。

第三十条の十五第三項中「第八条」の下に「、第十一条」を、「第十三条」の下に「、第十五条第二項、第十六条の七、第十六条の十、第十六条の十一、第十六条の十四第二項」を、「第十八条第四項」の下に「及び第五項」を加え、「及び第三十四条第二項、第三十五条の七、第三十五条の十、第三十五条の十四第二項並びに第三十七条第三項」に改め、同条第四項中「第八条第二項」の下に「及び第十六条の二」を加える。

別表第一の七十一の六の項を次のように改める。

七十一の六　削除	

別表第一の七十一の八の項を次のように改める。

七十一の八　削除	

別表第二の五の四の項中「里親の認定」の下に「、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定」を加え、同表の五の十三の項第一号中「身体障害者福祉法」の下に「（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を加え、同表中五の三十三の項を五の三十四の項とし、五の十八の項から五の三十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の五の十七の項中「（昭和三十五年法律第三十七号）」を削り、同項を同表の五の十八の項とし、同表の五の十六の項の次に次のように加える。

五の十七　指定都市又は中核市の長	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による同法第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の七の二の項中「里親の認定」の下に「、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定」を加え、同表中七の二十の項を七の二十一の項とし、七の十の項から七の十九の項までを一項ずつ繰り下げ、七の九の項の次に次のように加える。

七の十　都道府県知事	知的障害者福祉法による同法第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の四の項中「里親の認定」の下に「、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定」を加え、同表中四の三十三の項を四の三十四の項とし、四の十七の項から四の三十二の項までを一項ずつ繰り下げ、四の十六の項の次に次のように加える。

四の十七　指定都市又は中核市の長	知的障害者福祉法による同法第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第八号の二中「里親の認定」の下に「、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定」を加え、同表第九号の六の次に次の一号を加える。

九の七　知的障害者福祉法による同法第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第二十八条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一中四十四の四の項を四十四の七の項とし、四十四の三の項の次に次のように加える。

四十四の四　国税審議会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による同法第十二条第一項の税理士試験の執行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十四の五　日本税理士会連合会	税理士法による同法第十八条の税理士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十四の六　国税庁	税理士法による同法第五十五条第一項の税理士又は税理士法人に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中五十七の五の項を五十七の二十一の項とし、同項の次に次のように加える。

五十七の二十二　厚生労働省	栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による同法第二条第三項の管理栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中五十七の四の項を五十七の二十の項とし、五十七の三の項を五十七の十九の項とし、五十七の二の項を五十七の十八の項とし、五十七の項の次に次のように加える。

五十七の二　厚生労働省	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による同法第二条の医師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三　厚生労働省	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）による同法第二条の歯科医師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の四　厚生労働省	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による同法第七条第一項の保健師の免許、同条第二項の助産師の免許又は同条第三項の看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の五　厚生労働省	看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）による同法第九条第一項の都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の六　厚生労働省又は歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第八条の二第一項に規定する指定登録機関	歯科衛生士法による同法第三条の歯科衛生士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の七　厚生労働省	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による同法第三条の診療放射線技師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の八　厚生労働省又は歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第九条の二第一項に規定する指定登録機関	歯科技工士法による同法第三条の歯科技工士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の九　厚生労働省	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による同法第三条の臨床検査技師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの